

市単独事業 新生児特別給付金を支給

☎ 臨時特別給付金推進室 ☎0120-092-191

国の「子育て世帯への臨時特別給付金」の対象とならない、令和4年4月1日以降に生まれた新生児に特別給付金を支給します。

支給対象児 令和4年4月1日～9月30日までに生まれた児童手当(本則給付)の支給対象となる児童

支給対象者 支給対象児の父母等で申請日時点で本市に住民登録をしている人

※令和4年4月1日以降の転入者も対象。

支給額 新生児1人につき10万円 **申請期限** 10/31(月)〈消印有効〉

申請方法 出生届受付時に配布する申請書に必要事項を記入して添付書類とともに郵送

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の手続きはお済みですか

☎ 臨時特別給付金推進室 ☎0120-092-191

提出期限が迫っています。まだ提出をしていない人は、早急をお願いします。

▷ **支給要件確認書の提出期限** 5/25(木)〈消印有効〉

▷ **申請書(請求書)の提出期限** 5/28(土)〈消印有効〉

※提出がない場合は受給辞退と見なし、給付金を受け取ることができませんのでご注意ください。

※家計急変世帯への臨時特別給付金は、9/30(金)〈消印有効〉まで引き続き申請受付を行っています。

6月から児童手当制度を一部変更します

☎ 子育て支援課 ☎893-6406

6月分(10月支給分)から、児童手当・特例給付の制度や、現況届の手続き等が変わります。

所得制限限度額を超える場合は、支給対象外となります

扶養親族等の数(※)	児童手当の所得制限限度額	特例給付の所得制限限度額
0人	622万円未満	622万円以上858万円未満
1人	660万円未満	660万円以上896万円未満
2人	698万円未満	698万円以上934万円未満
3人	736万円未満	736万円以上972万円未満

- ▷ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者・扶養親族・扶養親族等でない児童で前年12月31日において生計を維持したものの数をいいます。
- ▷ 扶養親族等の数に応じて、限度額は1人につき38万円(扶養親族等が70歳以上の同一生計配偶者または老人親族であるときは44万円)を加算した額となります。
- ▷ 児童手当・特例給付の給付額に変更はありません。

※児童数ではありません。

現況届の提出が不要になります

児童の養育状況が変わりがなければ、次に該当する人を除いて現況届の提出が不要になります。提出が必要な人には、5月末頃に提出のお知らせを送付しますので、期限内に提出してください。

▷ 配偶者と離婚協議中(いわゆる同居父母)である一般受給者

▷ 住民基本台帳上の住所地以外の市町村で受給しているDV避難者 ▷ 施設等受給者(里親)

▷ 令和3年度以前の過年度分現況届が未提出の人 ▷ その他、公簿等で状況確認ができない人

所得制限の上限を超えた人に関する手続き

▷ **5月分児童手当・特例給付の受給者**

毎年6月に所得の判定を行い、限度額を超えて受給資格が消滅となった人へは消滅通知を送ります。

前年度から手当額が変更となった人へは、通知書を送ります。

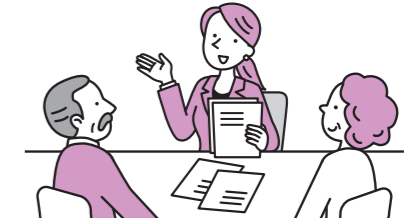
▷ **5月以降の出生・転入等による6月分以降の新規受給者**

児童手当・特例給付認定請求書を提出した人で、限度額を超えて支給対象外となる場合は申請が却下となり、却下通知を送ります。

※所得制限の上限を超え受給資格消滅・申請却下となった人で、次年度以降に所得制限内の所得となった場合には、改めて認定請求書の提出が必要です。自動的に支給が開始されることはありませんのでご注意ください。



令和4年度 組織と電話番号一覧(保存版)



市役所本館	
総務課	☎ 892-0121
人事課	
地域振興課	
財産管理室	
秘書課	
政策企画課	
財務課	
情報政策課	
市民課	
医療保険課	
税務室	
会計室	
議会事務局	
土地開発公社	

市役所別館	
環境衛生課	☎ 892-0121
都市計画課	
開発調整課	
まちづくり推進室	
道路河川課	
下水道課	
緑地公園課	
農政課	
農業委員会事務局	
行政委員会事務局	

ゆうゆうセンター	
人権と暮らしの相談課	☎ 817-0997
子育て支援課	☎ 893-6406
こども園課	☎ 893-6407
健康増進課	☎ 893-6405
新型コロナウイルスワクチン接種対策室	☎ 893-2111
福祉総務課	☎ 893-6400
生活福祉課	
障がい福祉課	
高齢介護課	☎ 895-1185
社会福祉協議会	
地域包括支援センター	

市役所第二別館	
危機管理室	☎ 892-0121

環境事業所	
環境事業課	☎ 892-2471
環境総務課	☎ 892-0121

青年の家	
教育総務室	☎ 810-0530
指導課	☎ 810-0522
学務保健課	☎ 810-8011
まなび舎整備課	☎ 810-8010
まなび未来課	☎ 810-8010
社会教育課	☎ 892-7721
社会教育課文化財係	☎ 893-8111
青少年育成課	☎ 892-7721
青年の家図書室	☎ 893-4881

いきいきランド交野	☎ 894-1181
星の里いわふね	☎ 893-3131
倉治図書館	☎ 891-1825
星田西体育施設	☎ 893-7721
給食センター	☎ 891-0098
いきものふれあいセンター	☎ 893-6520
ボランティアセンター	☎ 894-3737
シルバー人材センター	☎ 893-0430
こどもゆうゆうセンター	☎ 892-3077
乙辺浄化センター	☎ 892-2472
水道局	☎ 891-0016
星の里浄水場	☎ 893-6281

消防本部	
総務課	☎ 892-0119
総務課	☎ 892-0011
予防課	☎ 892-0012
警備課	☎ 892-0013